

## 令和7年度 大江町移住支援金交付要綱

令和7年4月1日

### (趣旨)

第1条 町長は、移住・定住促進のため、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

### (交付対象者)

第3条 本支援金の交付対象は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就業又は起業をした者とする。

#### ①移住等に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

##### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事

業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏以外の道府県に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- d 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- e 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、町長が認める場合を除く。
- d 世帯全員が申請日において納付すべき税を滞納していないこと。
- e その他山形県及び町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

②就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、町長の判断により対象とすることができる。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領第5の2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## 2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

## ③テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

## ④本事業における関係人口に関する要件

山形県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、町長が本事業における地域の担い手確保に資する関係人口と認められる者であること。

⑤起業に関する要件

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領第4の4に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（交付申請）

第4条 移住支援金の申請者は、4月1日から1月末日までの間に、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類等、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する以下の書類を町長に提出することにより申請を行うものとする。

a 全員が提出必須の書類

- ・申請書（様式1、様式1別紙1、様式1別紙2）  
（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- ・令和7年1月1日以前に転入した申請者は公募等の閲覧同意書（様式2）。令和7年1月2日以降に転入した申請者は転入前市区町村の納税証明書。

b 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（様式3）等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- ・東京23区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類

c 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

d 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

e 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・就業先企業等の就業証明書（様式3）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

f 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・所属先企業等の就業証明書等テレワークにより勤務していることを証する書類（様式4）
- ・（個人情報主・フリーランスの場合）就業時間の証明書（様式5）
- g 移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - ・要件に該当することを証する書類（様式6）
- h 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - ・起業支援金の交付決定通知書

（交付決定及び支給）

第5条 町長は、前項の申請が、第3条第1項①に定める要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式7）により当該申請者に通知し、移住支援金を全額一括で支給する。

（報告及び立入調査）

第6条 県及び町は、県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第7条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び町長が認めた場合はこの限りではない。

また、県内での移動であって、町長が認めた場合は、返還を求めないものとする。ただし、以下の県内統一のルールに基づいて債権管理及び回収を行うものとする。

①全額の返還

- （ア）虚偽の申請等をした場合
- （イ）移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- （ウ）（就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

②半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

③債権の管理及び回収方法

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領第5の1（2）③に定める方法による。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。令和7年3月31以前の転入者については、なお従前の例による。